年の保険料所得割の6割下になる見込みのかた】

経済的理由のあるか

たへ

の

減免

国

民

健

保 険

保

険

係

38 2

0

概 要・要 件	申請
【減 免】所得割額の5割以内を減免 ①または②に該当し、かつ③④に該当するかた ①賦課期日(1月1日)前からすでに障がいのあるかた(要介護認定を受け、障害者控除対象者認定書の交付を受けているかたを含む)は前年中の所得が158万円以下であること②賦課期日(1月1日)の翌日以後に、障がいの認定を受けたかた(要介護認定を受け、障害者控除対象者認定書の交付を受けたかたを含む)は、前年中の所得が350万円以下であり、納税が著しく困難であること③納期限までに減免申請書を提出していること④個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書・障がい者手帳(身体 障害者手帳・療育手帳・精神障害 者保健福祉手帳)等の写しを、上 記へ提出(郵送可)
【非課税】 前年の12月31日時点で、障がいを認定されているかたで、 本人の前年中の所得が125万円以下であること	確定申告書または市申告書・障 がい者手帳(身体障害者手帳・療 育手帳・精神障害者保健福祉手

軽自動車税

除として30万円)を控除

【所得控除】所得から26万円(または特別障害者控

前年の12月31日時点で、障がいを認定されているかた

課税課管理係 ☎38-2015

帳)の写しを、上記へ提出

税務署へ提出)

(郵送可・確定申告書の場合は、

■概要 軽自動車等の軽自動車税を全額減免

※障がい者等のかた1人に対し、軽自動車税(市税)・自動車税(県税) のうちいずれか1台分を減免

■対象 次の要件のいずれかに該当する軽自動車等

■要件 ①障がい者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健 福祉手帳)・戦傷病者手帳を交付されたかた(以下「身体障がい者等」 という)または身体障がい者等と生計を一にするかたが所有する軽自動車等

②次のいずれかに該当する軽自動車等 ア. 身体障がい者等本人が運転するもの イ. 身体障がい者等と生計を一にするかたが身体 障がい者等のために運転するもの ウ. 身体障がい者等のみで構成されている世帯の身体

障がい者等を常時介護するかたが身体障がい者等のために運転するもの ※納税された後は減免できませんので、減免を希望されるかたは納税せず、提出期限ま でに申請書を提出してください。

■申請 納期限(6月1日)までに、課税課管理係へ提出してください。

《必要書類等》①軽自動車税減免申請書②平成27年度軽自動車税納税通知書③減免を受 ける軽自動車等を運転されるかたの運転免許証(写し可)④身体障害者手帳・戦傷病 者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のうちいずれか⑤印鑑

※なお、自動車税の減免については西宮県税事務所(代表☎0798-23-7788)で手続きをお 願いします。

医療費関係

社会福祉課福祉医療係 ☎38-2076

【障害者医療および高齢障害者医療の適用】

■概要 所得が一定以下のかたの健康保険(後期高齢者医療制度を含む)が適用される医療費 について、県と市が自己負担金の一部を助成し、費用負担を軽減 ■対象 身体障害者手帳1 級から3級、療育手帳AまたはB1および精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの手帳の 交付を受けており、次の要件を満たすかた ■要件 受給者本人・配偶者および扶養義務者い ずれもが市(区)町村民税所得割税額23万5千円未満のかた ■申請 印鑑・対象であること が確認できる手帳・健康保険証を持参の上、申請書を社会福祉課福祉医療係へ提出

【障害者医療および高齢障害者医療一部負担金の免除】

■概要 災害等の特別な事情により、6カ月を限度に医療費の一部負担金を免除 ■対象 障害者医療受給者および高齢障害者医療受給者 ■要件 災害または失業等特別な事情 により、医療費の一部負担金の支払いが一時的に困難であると認定された場合 ■申請 申請書およびその他申請事由を証明する資料を社会福祉課福祉医療係へ提出

国民年金保険料 市民課管理係(年金担当) 2538-2036

■概要 保険料を納めるのが困難なかたで、法で定めている要件に該当する場合、届け出 により保険料を免除。ただし、老齢基礎年金などの年金額を計算する場合、免除を受けた 期間は、2分の1に減額 ■対象 障害基礎年金等受給者 ■要件 障害基礎年金を受 給している場合など ■申請 免除理由該当届、年金手帳、年金証書等受給していること が確認できるものを、市民課管理係(年金担当)へ提出(郵送可)

下水道使用料

下水道課 ☎38-2064

■概要 基本使用料部分を減免 ■対象 障がいのあるかたの所属する世帯 ■要件 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の対象者のいる世帯 ■申請 減免申請書を障害福祉課へ提出

課税課市民税係 ☎38-2016

■概要 学生本人の所得が一定額以下の場合に、家族に保険料の負担を求めることなく、申請により保険料の全額が納付猶予されます。ただし、納付特例の期間は、年金額には反映しませんが、受給資格要件(25年)には算入されます。 受給資格要件(25年)には算入されます。 検および各種学校などに在学する20校および各種学校などに在学する20校および各種学校などに在学する20校および各種学校などに在学する20校および各種学校などに在学する20成以上の学生・生徒で、本人の前年の所得が118万円以下のかた申請 学生納付特例申請書、学生納付特例申請書、学生納付特例申請書、学生納付特例申請書、学生納付特例申請書、学生和付特例申請書、学生和付特例申請書、学生和付特例申請書、学生和

保険が適用される医療! ■概要 所得が一定以下の 【母子家庭等医療の適用】

年金担当)へ提出(郵送・コピー可)合は離職票、年金手帳を市民課管合は離職票、年金手帳を市民課管免除申請書、失業を理由とす

医

費

関

(失業ほか)に該当するだその他厚生労働省令所得が、その人の扶養所得が、その人の扶養がもれた額以下の場合は、

(橋子由請書)年至帳を市民課以下のかた び配偶者の前年の所得が一 が配偶者の前年の所得が一

キショウブ(西浜公園)

守

家

庭

児

2 を受けており、 で母子・父子家

■対象 子育て推進課で母子・父子家庭等である旨の認定を受けており、次の要件を満たすかた 保護者および扶養義務者いずれもが児童扶養手当の一部支給所得 制限基準額未満であるかた 世帯調査票(子育て推進課にて発行)を持参の上、申請書 を社会福祉課福 を持参の上、申請書 を持参の上、申請書 の鑑・健康保険証・母子・父子 世帯調査票(子育て推進課にて発行)を持参の上、申請書を社会福祉課福

療を請り

を免除

福祉課福祉医療係 一部負担金

己負担金の

一部を助成し、

■要件 【全額免除】生活保護世帯および、母子・父子家庭で保護者の市民税が、母子・父子家庭で保護者の市民税が、母子・父子家庭で保護者の市民税が、母子・父子家庭で保護者の市民税が非果党のせず 工曜日保育加算1 万円以下(※参照) 万円以下(※参照)

上の児童が入級している場合の2人 【50%減額】同一世帯から、2人以 の合計額が12万円以下の世帯 の合計額が12万円以下の世帯 の合計額が12万円以下の世帯 が非課税の世帯

会 育 成 古 ② ② ○

課税課市民税係 ☎38-2016

	内 容	対 象 者	要件	申請
	【減 免】 所得割額の4割 以内を減免	■未成年者 右記のすべての要件 に該当するかた	①未成年者(1月2日時点の年齢が20歳未満)で前年中の所得が 158万円以下②納期限までに減免申請書を提出していること③ 個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書を 上記へ提出 (郵送可)
	【減 免】 所得割額の 5割以内を 減免	■寡婦・寡夫のかた 右記の要件①または ②に該当し、かつ③④ に該当するかた	①賦課期日(1月1日)前にすでに寡婦または寡夫で、前年中の所得が158万円以下②賦課期日の翌日以後に、寡婦または寡夫になられたかたは、前年中の所得が350万円以下であり、納税が困難であること③納期限までに減免申請書を提出していること④個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書 戸籍等を上記 へ提出 (郵送可)
	【減 免】 所得割額の 10割以内を 減免	■相続されたかた 右記のすべての要件 に該当するかた	①賦課期日(1月1日)の翌日以後に納税義務者が亡くなられ、相続人において納税が困難であること②被相続人の前年中の所得が350万円以下③納期限までに減免申請書を提出していること④個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書・ 死亡届出書等 を上記へ提出 (郵送可)
咸	【減 免】 所得割額の 5割以内を 減免	■無職・無収入の かた 右記のすべての要件 に該当するかた	①今年度の各納期の末日前1カ月から引き続き失業等で無職・無収入の状況にあり、納税が著しく困難であること②前年中の所得が350万円以下③納期限までに減免申請書を提出していること④個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書・失 業を証する書 類を上記へ提 出(郵送可)
免	【減 免】 所得割額の 5割以内を 減免	■けが・病気療養のかた 右記のすべての要件 に該当するかた	①納税者や家族のかたなどが病気やけがなどで入院を必要とする1カ月以上の治療により、納税が著しく困難であること②医療費の額(当該年の賦課期日以降に支払ったまたは支払う見込みの医療費で、保険金などで補填される金額を除く)が当該年の普通所得(譲渡所得・一時所得を除いた所得額)の見積額の30%以上であること③前年中の所得が350万円以下④納期限までに減免申請書を提出していること⑤個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書 医療費の領収 書等を上記へ 提出(郵送可)
	【減 免】 所得割額の 5割以内を 減免	■所得が半分以下 になるかた 右記のすべての要件 に該当するかた	①今年の普通所得(譲渡所得・一時所得を除いた所得)の見積額が前年の普通所得に比して2分の1以下に減少し、納税が著しく困難であること②前年中の所得が350万円以下③納期限までに減免申請書を提出していること④個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書・今 年の所得の見 積額を証する 書類を上記へ 提出(郵送可)
	【減 免】 所得割額の 10割以内を 減免	■火災などに遭われたかた 右記のすべての要件 に該当するかた	①火災などにより資産に損害を受けたこと②前年中の所得が 800万円以下であること③納期限までに減免申請書を提出して いること④個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書 り災証明書等 を上記へ提出 (郵送可)
非課税	【非課税】	■寡婦のかた 右記の要件①または ②に該当し、かつ③に 該当するかた	①前年の12月31日時点で、夫と死別し再婚していないかたもしくは夫の生死が不明のかた②前年の12月31日時点で、夫と離別し再婚していないかたで、扶養親族や前年中の所得が38万円以下の生計を一にする子を有しているかた③本人の前年中の所得が125万円以下であること	市申告書を上 記へ提出
	【非課税】	■寡夫のかた 右記要件に該当する かた	前年の12月31日時点で、妻と死別もしくは離別し再婚していないかたや妻の生死が不明のかたで、前年中の所得が38万円以下の生計を一にする子を有しており、本人の前年中の所得が125万円以下であること	(郵送可)
所得控	【所得控除】 寡婦の場合26 万円(特別寡 婦の場合は30 万円)を控除	■寡婦のかた 右記要件のいずれか に該当するかた ※特別寡婦とは、寡婦の うち扶養親族である 子を有し、かつ本人の 前年中の所得が500万 円以下のかた	①前年の12月31日時点で、夫と死別し再婚していないかたや夫の生死が不明のかたで、本人の前年中の所得が500万円以下であること②前年の12月31日時点で、夫と死別もしくは離別し再婚していないかたや夫の生死が不明のかたで、扶養親族または前年中の所得が38万円以下の生計を一にする子を有しているかた	確定申告書ま たは市申告書 を上記へ提出 を作記申告書 の場合は税券
除	【所得控除】 寡夫の場合 26万円を控除	■寡夫のかた 右記要件に該当する かた	前年の12月31日時点で、妻と死別もしくは離別し再婚していないかたや妻の生死が不明のかたで、前年中の所得が38万円以下の生計を一にする子を有しており、本人の前年中の所得が500万円以下であること	署へ提出〉(郵送可)

個人市県民税

■概要 該当者の賦課計算の対象となる年の給算の対象となる年の給算の対象となる年の給算の対象となる年の給事が得を100分の30年減を行うことにより軽減を行うことにより軽減を行うことにより軽減を行うことにより軽減を行うことにより軽減がある。

■概要 入院中の食事に要す市民税非課税世帯のかた】

険課保険係へ提出の見積額を証する書類を添付しの見積額を証する書類を添付し国民健康保険料減免申請書に

は6カ月以内の期間)
で「減免は原則3カ月以内・徴収払う一部負担金を減免または徴められるときに、医療機関窓口り、一時的に生活困窮になっため、一時的に生活困窮になっため、一時的に生活困窮になったので、一時のに生活困窮になったので、一時のに生活困窮になったので、一時のに生活困窮になったので、一般になる。

(付して保険課保険係へ提出 33・34のいずれかであること 31・34のいずれかであること は、雇用保険受給資格者証(写し) に、雇用保険受給資格者証の離 は、雇用保険受給資格者証の離 に、雇用保険受給資格者証の離 に、雇用保険受給資格者証の離

【火災などに遭わ

物件の所

■対象 次のすべての要件に該当する ■対象 次のすべての要件に該当する 産税・都市計画税の10割以内を減免 限が到来する納期分にかかる固定資 限が到来する納期分にかかる固定資

税課固定資産減免申請書、

座税係へ提出(郵、り災証明書など

十の所得を比定の基礎と

比して、

たに、保

育料

0)

■申請 保育料減免申請書、亡くなら 社課へ提出 となるのは、死亡された月分の 対象となるのは、死亡された月分の 対象となるのは、死亡された月分の 保育料のみになります。

の免末

50 た % め 以 生

推ら

左記のす

0)

. 該当

定

資

産

税

都

市

画

税

園

保

育

等

保

育

推進課

38 2

課固定資産税係

38 2

0

火災などに

。場合、申請し、承認されれ以下で、保険料を納めるこくと世帯主や配偶者の所得くと世帯主や配偶者の所得で、と世帯主や配偶者の所得で、「おいい」を対している。

■概要 保険料を独【30歳未満のかた】

納めるのど

ませんが、受給資格要件(5名の所得要件によって、中緒の所得要件によって、中緒の所得要件によって、中本の所得要件によって、中土の所得にかかわらず、本土の所得にかかわらず、本土の所得にかかわらず、本

25 にだ申

万円以下入基準月気料を減免

一のかれ

上6万円2元(4万円2元)課税所得が

以以を

でかた】 でなら でなら

【減免/災害などに遭われたかた】
■概要 災害などにより居住している住宅に被害を受けたかたに、保育料の100%以内を減免
■要件 災害などにより居住している住宅に全・半焼、全・半壊などの被害を受けたかた(ぼやなどは除く。)
■申請 保育料減免申請書、り災証明書などを、子育て推進課へ提出書などを、子育て推進課へ提出目までに申請が必要です。

改良

、所得の低いかたの

の宅

民

年

金

保

険

料

民課

係(年金担)

当

6

住

宅

使

用

料

ものを、

理セ

ンター

38 2

0

2

下記の要件については概要を説明したものです。詳しくお知りになりたいかたは課税課市民税係までお問

	内 容	対象者	要件	申請
	【減 免】 所得割額の4割 以内を減免	■未成年者 右記のすべての要件 に該当するかた	①未成年者(1月2日時点の年齢が20歳未満)で前年中の所得が 158万円以下②納期限までに減免申請書を提出していること③ 個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書 上記へ提出 (郵送可)
	【減 免】 所得割額の 5割以内を 減免	■寡婦・寡夫のかた 右記の要件①または ②に該当し、かつ③④ に該当するかた	①賦課期日(1月1日)前にすでに寡婦または寡夫で、前年中の所得が158万円以下②賦課期日の翌日以後に、寡婦または寡夫になられたかたは、前年中の所得が350万円以下であり、納税が困難であること③納期限までに減免申請書を提出していること④個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請 戸籍等を」 へ提出 (郵送可)
	【減 免】 所得割額の 10割以内を 減免	■相続されたかた 右記のすべての要件 に該当するかた	①賦課期日(1月1日)の翌日以後に納税義務者が亡くなられ、相続人において納税が困難であること②被相続人の前年中の所得が350万円以下③納期限までに減免申請書を提出していること④個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書 死亡届出書 を上記へ提 (郵送可)
減	【減 免】 所得割額の 5割以内を 減免	■無職・無収入の かた 右記のすべての要件 に該当するかた	①今年度の各納期の末日前1カ月から引き続き失業等で無職・無収入の状況にあり、納税が著しく困難であること②前年中の所得が350万円以下③納期限までに減免申請書を提出していること④個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書 業を証する 類を上記へ 出(郵送可)
免	【減 免】 所得割額の 5割以内を 減免	■けが・病気療養のかた お記のすべての要件に該当するかた	①納税者や家族のかたなどが病気やけがなどで入院を必要とする1カ月以上の治療により、納税が著しく困難であること②医療費の額(当該年の賦課期日以降に支払ったまたは支払う見込みの医療費で、保険金などで補填される金額を除く)が当該年の普通所得(譲渡所得・一時所得を除いた所得額)の見積額の30%以上であること③前年中の所得が350万円以下④納期限までに減免申請書を提出していること⑤個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請 医療費の令 書等を上言 提出(郵送
	【減 免】 所得割額の 5割以内を 減免	■所得が半分以下 になるかた 右記のすべての要件 に該当するかた	①今年の普通所得(譲渡所得・一時所得を除いた所得)の見積額が前年の普通所得に比して2分の1以下に減少し、納税が著しく困難であること②前年中の所得が350万円以下③納期限までに減免申請書を提出していること④個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書 年の所得の 積額を証す 書類を上記 提出(郵送可
	【減 免】 所得割額の 10割以内を 減免	■火災などに遭われたかた 右記のすべての要件 に該当するかた	①火災などにより資産に損害を受けたこと②前年中の所得が 800万円以下であること③納期限までに減免申請書を提出して いること④個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請 り災証明書 を上記へ扱 (郵送可)
非	【非課税】	■寡婦のかた 右記の要件①または	①前年の12月31日時点で、夫と死別し再婚していないかたもしくは夫の生死が不明のかた②前年の12月31日時点で、夫と離別し再婚していないかたで、扶養親族や前年中の所得が38万円以下の生	